

令和 8 年度

都市部でのドローン物流サービスの社会実装促進支援事業

募集要領

東京都デジタルサービス局

1. 事業概要

(1) 背景・目的

少子高齢化や人口減少が進行する中、物流分野においては、ドライバー不足、輸送の小口化・多頻度化による輸送効率の低下などの課題が顕在化している。こうした課題への解決策の 1 つとして、物流分野へのドローンの利活用に対する期待が高まっている。

ドローンの利活用促進のための環境整備や技術開発は近年着実に進みつつあり、令和 4 年 12 月改正航空法の施行により、有人地帯でのドローンの補助者なし目視外飛行(以下「レベル 4」という。)が、制度的に可能となったが、現状、東京都の都市部の人口密度を加味した安全性・技術水準を有する機体は存在せず、東京都の都市部においてレベル 4 飛行を実行することは現時点では困難な状況にある。このような中、標準飛行マニュアル(レベル 3.5 飛行)の改正により、DID 地区においても一定の飛行条件・安全確保措置を実施の上、飛行の実施が可能になるなど、都市部におけるドローンの社会実装に向けて着実な制度・環境整備が行われている。

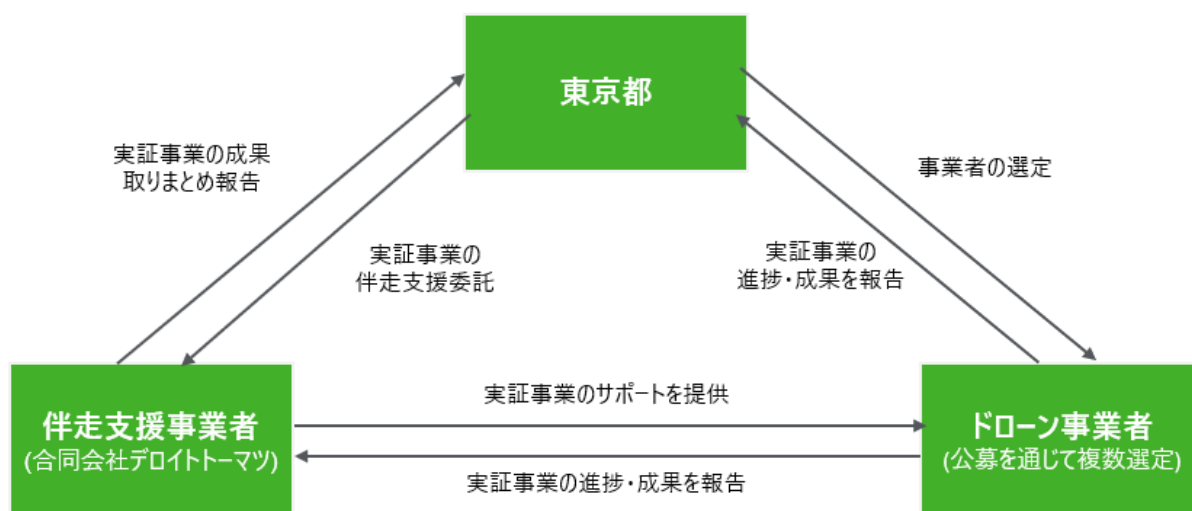
このような環境整備と並行して、ドローンを活用した物流ビジネス等、空の産業革命に対応する新たなビジネスの速やかな社会実装を目指し、東京都は、「スマート東京実施戦略」においてドローンの利用拡大を掲げ、昨年度は都内におけるドローンを活用した物流サービスの早期社会実装を図るため、民間企業によるビジネスモデルの構築に対し支援を行ってきた。令和 8 年度及び令和 9 年度の 2 か年計画でドローンを活用した物流ビジネスの実装に向けた支援を実施する。本公募はその 1 年目となる令和 8 年度の実証プロジェクトに対するものである。2 か年の事業では、現時点では上述の制度的制約を踏まえ、レベル 4 の飛行を見据えたレベル 3.5 の飛行を実証しドローン物流の「社会実装」の実現を目指しており、その実装に向けて各年度において下表に示す実証実験を行うプロジェクト実施者を公募により選定する。本公募はこのうち令和 8 年度のプロジェクトを選定するものである。令和 8 年度においては最適な飛行ルートの確立(ステークホルダーとの合意形成・航空局の許可承認取得を含む)・試験飛行の実施、令和 9 年度においてはビジネス採算性を重視した再現性のある運航管理体制・ビジネスモデルの確立を目指す。

なお、本公募要領において、ドローンとは「飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船であって構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの」と定義する。

(2) 実施スキーム

本事業におけるプロジェクト実施者は、伴走支援事業者(合同会社デロイトトーマツ)の支援のもと、ドローン物流の実現に向けた検討を実施する。プロジェクトの実施スキームは、以下のとおりとする。

＜実施スキーム＞



(3) プロジェクトの実施期間

令和 9 年度以降におけるプロジェクトの実施は、東京都の当該年度歳入歳出予算に本プロジェクトの歳出予算が組み込まれて可決されることが前提であるが、プロジェクトの実施期間は令和 8 年度の交付決定日から令和 9 年度末までを予定している。

本プロジェクトは、表 1 に示すとおり、年度ごとに、主にドローン物流の実装に向けた実証を継続して行うことを想定している。令和 8 年度の支援期間は、原則、交付決定後から令和 9 年 3 月 31 日までとする。ただし、事前着手申請を提出し、東京都に承認された場合は申請書の提出日を事業開始とする。なお、事前着手申請の起算日は事前着手申請の提出日とし、申請の受付は、応募受付時から、交付決定通知送付前までとする。なお、事前着手を認めるのは以下のアからウの要件を満たすものとする。

- ア 令和 8 年度「都市部でのドローン物流サービスの社会実装促進支援事業」の公募に係る事前着手申請（補助金交付要領 様式第 1）を提出し、補助対象経費として承認を受けた事業に係る経費であること。
- イ 契約や発注が、対象年度内に行われていること。
- ウ 契約等の支出負担行為が事前着手申請以降、交付決定の日より前になされたものであること。

表 1 令和 9 年度までのプロジェクト概略工程(想定)

項目	令和8年度												令和9年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1. プロジェクト募集・選定	■	■	■	■	■																			
2. プロジェクト選定後						■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
(1)契約手続き						■							■											
(2)実証に向けた準備検討				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
(3)実証の実施											■							■	■	■	■	■	■	■
(4)結果の分析・評価											■											■		
(5)成果報告会												■											■	
3. 社会実装																					■	■	■	■

*1 事前着手申請に基づき、着手可能

(4) 事業の補助額及び対象経費

令和 8 年度の事業の補助金額の上限は、3,000 万円を予定している。2 件程度のコンソーシアムを選定し、事業の内容に応じて、東京都が補助金を交付する。補助対象経費は、補助金の交付決定の日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に、契約の締結、履行、支払までの一連の手続がすべて完了しているものに限る。

また、事業完了報告書（証憑を含む。）の提出期限は令和 9 年 3 月 31 日であるため、各手続が同日までに完了するよう、事業の進行管理に十分留意すること。

具体的な補助金の対象経費・対象外経費については以下のとおり。

ア 補助対象経費

(ア) 委託料 以下を例示とした取組遂行における一部業務を委託する費用

- デジタルツイン技術活用に係る飛行ルートの開拓などに必要な調査経費
- ステークホルダー調整・住民合意形成に必要な調整の外部委託
- 商業化を見据えた調査費用

(イ) 工事費 以下を例示とした取組遂行における工事に関する費用

- 離着陸地点に必要な地上側設備(例：ドローンポート等)の設置に係る工事費用等

(ウ) 使用料及び賃借料 以下を例示とした取組遂行における使用及び賃借に係る費用

- 緊急着陸地点等の特定施設・スペース等の利用に必要な不動産の使用・賃借に係る費用
- ドローン等の動産の使用・賃借に係る費用
- 通信運搬費（例：インターネット使用料）、損害保険等の保険料に係る費用

(エ) 直接人件費

- 取組遂行に係るコンソーシアム又はその構成員（自治体を除く）に雇用され、業務に従事する者の作業時間に対する直接人件費

(オ) 物品購入費

➤ 事業終了後に事業者の資産とならない物品等の購入費

(カ) その他、知事が認める費用

イ 補助金対象外経費

(ア) 飲食代（実施主体が開催する会議や事業において実施されるイベント等での飲食に係る費用を含む）

(イ) 不動産取得に係る費用

(ウ) 対象期間外に係る費用

➤ 対象期間外での使用に係るリース経費、通信費等

➤ 対象期間外に契約から支払までが行われている委託費、工事費等

➤ 対象期間外に使用する物品等資産の購入費

(I) 委託契約において、委託先の資産となる物品等の購入費

(O) 移動に係る交通費

(カ) 各経費に係る消費税

(キ) 本補助事業以外の事業の費用との混合や証憑に不備がある等を理由に、本補助事業の支払い内容が明確でない費用

(ク) 事業の実施に当たり、当該事業の目的に照らして必要性又は効果が認められない経費

(ケ) その他、知事が対象外経費と認める費用

ウ 対象経費区分

費目	概要
委託料	取組遂行における一部業務を委託する費用 (例：デジタルツイン技術活用におけるシステム開発、住民説明の外部委託)
工事費	ドローンポートやリピーターの設置・工事に係る費用
使用料及び賃借料	特定施設やスペース等の不動産、機体等の動産の使用・賃借に係る費用
役務費	取組を遂行する上で必須となる通信運搬費（例：インターネット使用料）、損害保険等の保険料に係る費用
直接人件費	取組遂行に係る事業主体又はその構成員（自治体を除く）に雇用され、業務に従事する者の作業時間に対する直接人件費
物品購入費	事業終了後に事業者の資産とならない物品等の購入費
知事が対象経費として認める費用	-

2. 募集対象

(1) 募集対象となるコンソーシアム

応募にあたってコンソーシアムを構成すること。コンソーシアムの要件・条件を以下に示す。

- ア コンソーシアムの構成員は、ドローンの機体、運航、物流、システム、エリア管理、その他本事業の実施に必要な分野の主体により構成すること。
- イ コンソーシアムの代表者である「実施主体」を決めること。
- ウ 実施主体が申請書を提出し、都との各種調整を担うこと。
- エ 補助金は、実施主体 1 社に対し交付する。

(2) 募集対象とするコンソーシアムの要件

- ア 東京都都市部でドローンを活用した物流事業の社会実装が期待できる分野での実証プロジェクトであること(災害時対応などスポット的な物流ユースケースのみしか想定しないプロジェクトに関しては本公募事業の対象外とする)。
- イ 東京都提案の飛行ルート(※(3)参照)から、実証事業において検討を深めたいルートを 1 つ選定するとともに、レベル 4 の飛行を見据えたレベル 3.5 の飛行をすること(飛行環境に応じて離着陸等の飛行ルート的一部分がレベル 2 以下の飛行となることも認める場合がある)。
- ウ サービスプロバイダー、運航管理者、サービス利用者、自治体等、多様な主体を巻き込んだコンソーシアムが実施するプロジェクトであること。
- エ ドローンを活用した物流サービスにより、東京都の抱える社会課題の解決を図ることができる地域での試験飛行を含む実証プロジェクトであり、当該地域での社会実装時のビジネスモデルでの物流サービスに近い形で実証が可能であること。
- オ 地域特性を踏まえ、実証地域や想定されるサービス利用者等を取り込んだプロジェクトであって、検証ユースケースの課題や目的が明確であること。
- カ ドローン運航についての社会受容性向上の取組と、その効果の計測を可能とする取組を含むものとし、実証期間中には地域住民の方々が参加可能なイベント(見学会等)の開催等、直接的な社会的受容性向上につながる取組を含んだプロジェクトであること。
- キ 令和 8 年度に引き続き、令和 9 年度にドローン物流実証を一定期間実施することを前提としたプロジェクトであること。
- ク 実施主体はコンソーシアムの実施するプロジェクトを、責任をもって遂行できる法人が担当すること。ただし、コンソーシアムの構成員は、法人形態や個人を問わず参加は可能とする。

注 1：複数のコンソーシアムに同じ事業者が入ることも可能

注 2：ただし、以下に該当するプロジェクトは対象外となる

- ・ 国や他自治体からの委託や助成等を受けているプロジェクト
- ・ 伴走支援事業者の関係会社が含まれるプロジェクト

(3) 東京都からの提案飛行エリア・ルート

ア 飛行エリア

都としては初期的に以下の 2 エリア・6 ルートをドローン物流実装に適した地域と想定している。対象エリアに飛行ルートが収まらない・エリアを跨いだビジネスモデルを検討したい場合には、個別に都市部でのドローン物流サービスの社会実装促進事業事務局（以下、事務局）に相

談すること。原則的に東京都提案ルートから外れる飛行ルートに関しては募集の対象外とするものの、ルートを踏襲する前提で許認可・ビジネスモデル構築等の観点より、飛行ルートの一部変更を認めることがある。



飛行エリア	①臨海部エリア 晴海・豊洲・木場	②内陸部エリア 板橋
ユースケース	住宅地配送モデル ■ フードデリバリー (タワーマンション配送) ■ 食料品配送 (屋外レジャー施設配送) ■ 日用品配送 (マンション配送)	BtoB配送モデル ■ 機械部品配送 (BtoB配送) ■ 医薬品配送 (緊急配送) ■ マルチモーダル配送 (ドローン/トラック/ドローン配送)
想定される飛行上の課題	港湾や河川における船舶との連携方法	
	橋梁下の飛行可否	
	飛行ルート上空における安定通信の確保	
	経路下の同意取得	
	タワーマンションへの配送可否	トラックとのマルチモーダル連携方法
	線路橋梁下の飛行可否	産業部品の輸送可否

イ 飛行ルート

(ア) 臨海部エリア

	① 港区海岸1丁目10-30付近 ～中央区晴海5丁目4-1付近	② 江東区新砂2丁目5-20付近 ～江東区辰巳1丁目6-10付近	③ 江東区牡丹2丁目11-11付近 ～江東区木場4丁目1-1付近
ルート図			
想定ユースケース	■ フードデリバリー(タワーマンションへの配送)	■ 日用品配送(マンションへの配送)	■ 食料品配送(屋外レジャー施設への配送)
距離	■ 約2km	■ 約1.5km	■ 約1.8km
経路上の主な構造物	■ 水門	■ 橋梁 ■ 高速道路(首都高9号深川線) ■ 線路(京葉線線路)	■ 橋梁

(イ) 内陸部エリア

	① 板橋区舟渡4丁目3付近 ～板橋区東坂下2丁目1-10付近	② 板橋区舟渡4丁目3付近 ～北区赤羽北2丁目21-19付近	③ 板橋区高島平6丁目1-5付近 ～板橋区舟渡4丁目3付近
ルート図			
想定ユースケース	■ 機械部品配送(欠品対応の特急輸送)	■ 医薬品配送(緊急配送)	■ 配送ターミナル(板橋DFを中継地としたマルチモーダル配送)
距離	■ 約2km	■ 約3km	■ 約2km
経路上の主な構造物	■ 橋梁	■ 橋梁	■ 橋梁

3. 応募資格

- (1) 本事業において、複数の事業者が共同実施することを承諾できる事業者であること。また、共同実施する複数の各事業者等は十分な能力を有し、各々の明確な責任と役割が示されていること。
- (2) 本邦の事業者等で日本国内に拠点を有しており、東京都と補助金交付手続きができること。一連の手続きについては、主たる業務を行う企業等(代表事業者)が一括して締結すること。
- (3) 東京都からの指名停止措置が講じられている事業者ではないこと。

- (4) 共同実施する事業者を含め伴走支援事業者の「関係会社」ではないこと。「関係会社」とは、財務諸表提出会社の親会社、子会社及び関連会社並びに財務諸表提出会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等(第 17 項第 4 号において「その他の関係会社」という。)をいう。

4. 事業計画申請書の内容

下記について、事業計画申請書に記載すること。事業計画申請書の提案内容の注意書きを付した参考フォーマット様式 1～4 を用意している(注：以下要素を含んでいる場合には PowerPoint の使用も可能。その際には表紙等を含め 30 ページを超えないこと)。また、事業計画申請書の作成に当たっては、後述の 7. 事業計画申請書の評価基準も参照すること。

使用 様式	項目	記載内容
1	事業者の情報	参画を予定している全ての事業者の情報
2	2-1. プロジェクトのコンセプト	2.1.1. プロジェクトの件名 2.1.2. プロジェクトの内容(プロジェクト全体の目的、提供価値、対象とする市場や顧客・利用者、製品・サービスの内容、経済的・社会的効果等) 2.1.3. プロジェクト全体の計画(令和 8 年度及び令和 9 年度の実証とその後の社会実装に至る過程) 2.1.4. 社会実装までに解決すべき主な課題と 2 か年の本実証での検証の方針 2.1.5. プロジェクトの収支推計(ビジネスモデル(需要・供給の見込み)、利益をあげるまでの収支予想) 2.1.6. 本実証におけるリスクの想定と対策
	2-2. プロジェクトの実施(令和 8 年度)	2.2.1. 目的(全体の計画に沿ったプロジェクトの実施の目的) 2.2.2. 選択ルート(選択理由) 2.2.3. 内容(検証項目、実証内容、プロモーションの内容、想定する結果の分析・評価の方法及び内容) 2.2.4. 工程(プロジェクト実施のスケジュール)※注 2.2.5. 費用(プロジェクト実施に要する概算費用総額・内訳)※注
	2-3. 実施体制・実績	2.3.1. 構成事業者及び事業者間の連携体制・役割分担 2.3.2. プロジェクトのコンセプトの実現に資する過去の実績(構成事業者) 2.3.3. 管理技術者・主たる担当者の業務実績・資格
	2-4. その他	2.4.1. その他記載事項がある場合に自由記載

注)工程、費用については、それぞれ様式 3, 4 を参照すること。

5. 応募手続き

(1) 説明会の開催

公募に関する説明会を開催する。参加は任意で、web 会議形式で開催する。

ア 開催日時

令和 8 年 7 月 1 0 日(金) 1 1 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0

イ web 会議の形式

Microsoft Teams

※インストールが必要なアプリ版とインストール不要の web ブラウザ版がある。web 会議への参加方法・注意事項は別途、事務局より連絡する。

ウ 参加人数

各コンソーシアムで 5 名以内

エ 説明会の申し込み方法、日程

連絡先： 合同会社デロイトトーマツ

メール送付先： tyodtlc-drone@tohatsu.co.jp

メール件名： ドローン物流サービスの社会実装促進に係る実証プロジェクト説明会
申込み

メール本文： 参加希望者の会社名・部署名

氏名：

電子メールアドレス：

電話番号：

申込期間： 令和 8 年 7 月 6 日(月)~令和 8 年 7 月 9 日(木)17:00

(2) 事業計画申請書の作成及び提出

前記 4. に示す内容の事業計画申請書を PDF ファイルにて提出すること。経費内訳書については、令和 8 年度分のみ提出すること。なお、事業計画申請書は電子メールで提出すること。

ア 事業計画申請書の受付期間

公募開始日から令和 8 年 7 月 3 1 日(金)17:00 まで

イ 事業計画申請書の提出

提出先： 合同会社デロイトトーマツ

メール送付先： tyodtlc-drone@tohatsu.co.jp

メール件名： ドローン物流サービスの社会実装促進に係る実証プロジェクト 事業
計画申請書の送付

メール添付： 事業計画申請書（実施要綱 様式第 1、様式第 1 ~ 4）

(3) 事業計画に関する質問

企画提案しようとする事業計画の内容、事業計画申請書等の作成方法等の質問を受け付ける。

ア 質問の受付期間

説明会に関するもの：令和 8 年 7 月 6 日(月)～令和 8 年 7 月 8 日(水)17:00

事業計画に関するもの：令和 8 年 7 月 6 日(月)～令和 8 年 7 月 23 日(木)17:00

イ 質問方法

質問は電子メールで提出すること。質問事項を簡潔に整理し、連絡先(会社名(部署名)、氏名、電子メールアドレス、電話番号)を本文に明記すること。

質問先： 合同会社デロイトトーマツ

メール送付先： tyodtlc-drone@tohatsu.co.jp

メール件名： ドローン物流サービスの社会実装促進に係る実証プロジェクトに関する
質問事項

6. プロジェクト実施に係る役割分担の考え方

プロジェクト実施に関する役割分担は以下を想定する。

凡例 ○：主担当、△：支援担当、－：担当外				
	タスク	東京都	伴走支援事業者	プロジェクト実施者
公募・選定	公募の発出	○	△	－
	説明会の開催	○	△	－
	選定の実施	○	△	－
	応募資料の作成	－	－	○
計画策定	事業計画	－	△	○
	課題検証	－	△	○
実証の実施	ステークホルダー調整	△	△	○
	法令上の手続き	△	△	○
	法令順守・安全管理の指導	△	○	－
	飛行実証の実施	－	△	○
	プロモーション活動	△	○	○
	実証の結果の分析・評価	－	△	○
	各種課題への対応策、 検証方法の提示	－	△	○
	定常的な実施報告	－	△	○
	成果報告	－	○	△
成果報告	成果報告会の開催	○	△	－
	事業成果報告	－	△	○
	成果報告	－	○	△

その他	工程・進捗管理	—	○	△
	動向の調査とその結果の提供	—	○	—

7. 事業計画申請書の評価基準

プロジェクトの選定に当たっては、以下の評価基準に基づき採点した上で、有識者等で構成される事業計画申請書の選定審査会にて総合的に審査し、支援する事業計画を決定し、コンソーシアムに通知する。

評価項目	評価の視点	配点
実施体制	- 実装に向けて必要となる各業種の事業者間の連携が期待できるか - 連携体制における役割分担が明確か - 構成員となる事業者及び管理技術者・主たる担当者がドローン物流実証・実装事業における十分な実績を有しているか	15
事業の実現可能性	- 今年度の実証とその結果の分析・評価まで、実現可能な無理のない計画が立案されているか - 基礎自治体、施設保有者・土地権者と連携し飛行実証に係る合意形成の目途が立っているか、若しくは、その合意形成に係る事前の計画が示されているか - 採算性を踏まえた、持続可能で現実的な取組となっており、令和9年度以降の社会実装に直接繋げていくことが可能となる見込みであることが根拠とともに示されているか	20
課題認識と検証事項の明確化と実証における検証	- 社会実装までに解決すべき課題が適切に認識され、令和9年度までの実証において、それら課題をクリアしていくための検証事項が明確に示されているか - 認識された課題のうち、定常運用の中で発生しうる課題について、令和8年度の実証の計画において抽出・検証するために十分な期間が設定されているか	10
公共性	事業化した際に公共性のあるプロジェクトであり、我が国ドローン産業全体の発展・東京都「スマート東京実施戦略」への裨益・地域住民の生活の質の向上につながるか	5
地域特性の考慮	地域特性を踏まえ、実証地域や想定されるサービス利用者等を取り込んだ計画か	5
社会的受容性向上の取組	実証実施中に予定しているプロモーションについて、地域住民の方々を広く巻き込み、ドローンの運航が社会的に受け入れられる土壌づくりに貢献できる提案となっているか	5
先進性・独自性	ドローン物流の社会実装に向けて、先進的な技術・運用要素(例：多数機同時運航、構造物下の飛行、マルチモーダル輸送、都市部における効率的な同意取得方法の創設、需要側の受け取り省人化 等)、ビジネスモデル(例：単ルート内に複数需要地を設定する、一定期間における複数回の輸送、単線では	20

	ないエリア内の配送、実際のユースケースを想定した昼夜を問わない輸送)を含むプロジェクトとなっているか	
経済的効果	地域の活性化、雇用創造、産業への波及の貢献が期待できるか	5
リスクと対策	- 実証の実施にあたっての許認可・同意取得に伴う想定外事象発生に伴うスケジュール遅延、安全性、制度面、社会受容性等の想定リスクが的確に示されているか - リスクに対して必要な対策が立てられているか	15

8. 選定の流れ

(1) 選定スケジュール

項目	日時
公募開始	令和8年7月6日(月)
質問受付期間(説明会に関するもの)	令和8年7月6日(月)～7月8日(水)17:00
質問受付期間(事業計画に関するもの)	令和8年7月6日(月)～7月29日(水)17:00
説明会参加申込締切	令和8年7月9日(木)17:00
説明会の開催	令和8年7月10日(金)
事業計画申請書の提出締切	令和8年7月31日(金)17:00
事業計画申請書選定審査会の開催	令和8年8月下旬(予定)
選定プロジェクト決定	令和8年9月上旬(予定。審査会後速やかに。)

(2) 事業計画申請書選定審査会の開催(プレゼンテーションの実施)

有識者等による事業計画申請書選定審査会において、事業計画申請書の評価基準にて定める審査基準に基づいて審査を行う。事業計画申請書選定審査会は非公開で行われ、事業計画申請書の内容、プレゼンテーション及び質疑応答の結果に基づき、審査を行う。なお、応募者多数の場合は、審査会に先立ち書類審査を実施する。

提出された事業計画申請書は、事業計画申請書選定審査会からの求めがあった場合を除き、提出した資料の記載内容の変更、新たな図表等の作成、資料の追加は認めない。

場所や時間等の詳細については、各コンソーシアムに対して、伴走支援事業者から個別に連絡する。

(3) プロジェクトの選定結果の通知

採択プロジェクトの決定後、コンソーシアムを代表する実施主体に対して、速やかに採択・不採択の結果を通知する。採択決定通知書の送付後、採択予定者に対して東京都との補助金交付に係る意思確認を行う。

また、具体的な支援内容や事務手続等に関する説明会を採択決定後に実施する予定である。

9. 留意事項

(1) 応募に際して

- ア 今後のスケジュールについては、変更される場合がある。
- イ 企画提案及び事業計画申請書作成に要する全ての費用は、応募者の負担とする。
- ウ 伴走支援事業者は、事業計画申請書の内容に係る一切の情報については、プロジェクトの選定のみに利用するものとし、応募の秘密は厳守する。
- エ 本プロジェクトでは、東京都が提供する実施要綱・補助金交付要綱・補助金交付決定通知書による契約を基本とする。交付決定後の内容についての修正は事前に書面により承認を受けることとする。
- オ 令和 9 年度の提案内容については、本プロジェクトの選定時に決定するものではない。応募時の提案内容に基づき、令和 9 年度に交付申請手続きを行うこととする。

(2) プロジェクト選定後

- ア 伴走支援事業者及び東京都が事業概要等をホームページその他の方法で公表する場合がある。
- イ プロジェクト実施に当たり、関係法令を順守し事業の安全性確保に配慮すること。
- ウ プロジェクトの実施に向けた検討及び実施に向けた準備を適切に実施すること。
- エ プロジェクトの実施に向けた検討は、基本的にはプロジェクト実施者の責任で実施すること。プロジェクト実施の検討に関して発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、プロジェクト実施者がその費用を負担すること。また、プロジェクト実施者は、試験飛行に備え、対人傷害保険等に参加すること。
- オ プロジェクトの進捗等の把握及びアドバイスの実施を可能とするため、プロジェクト実施者が主催する会議については、伴走支援事業者の同席を可能とすること。
- カ また、社会実装時には発災時におけるドローン活用など防災面での官民連携の可能性を検討すること。

(3) 令和 9 年度事業の目標について

- ア 令和 8 年度事業の成果を踏まえて、令和 9 年の事業計画の達成目標は以下の内容を達成できるよう事業計画を作成すること。例示として、東京都としては令和 9 年度事業に関して以下のような目標(#1~5 の手法が組み合わせられることも想定)を想定しているが、「ドローンの社会実装」に繋がる飛行形態・運用方法として実現可能かつ適切なものを提案することを想定している。

#	目指す姿	目標
1	配送時間を問わない定常配送の実行による社会受容性の向上	令和 8 年度に開拓済みの 1 ルートを、1 機が・1 週間(1 回/日)飛行する

2	都心部における多数機同時運航の実行によるドローン物流採算性確保の実現	令和 8 年度に開拓済みの 1 ルートを、5 機が・1 日飛行する
3	疑似的な面的飛行の実行によるドローン物流採算性確保の実現	令和 8 年度に開拓済みの 1 ルートに加え、令和 9 年度に新たに 1 つのルートを開拓し、計 2 ルートを 1 機が・1 日飛行する
4	複数需要地設定によるビジネスチャンス拡大の実現	令和 8 年度に開拓済み 1 ルートにおいて、需要地・供給地の間に追加の 2 つの需要地を設置し、1 機が・1 日飛行する
5	陸上交通モードと連携したマルチモーダル配送の実行によるドローン物流採算性確保の実現	令和 8 年度に開拓済みの 1 ルートを、1 機が・3 日飛行するとともに、トラック・バイク便等の陸上交通モードと連携した総合的なドローン物流ビジネスを実施する

10. 伴走支援事業者の企業情報

会社名	合同会社デロイトトーマツ
本社所在地	〒100-8363 東京都千代田区丸の内 3-2-3 丸の内二重橋ビルディング
設立年月日	2025 年 12 月
代表者	鹿山真吾
社員数	約 11,000 人
ホームページ	https://www.deloitte.com/jp/ja.html

11. 問い合わせ先

都市部でのドローン物流サービスの社会実装促進事業事務局

(事業受託者：合同会社デロイトトーマツ)

担当：波多野、林、小山

メールアドレス：tyodtlc-drone@tohatsu.co.jp